

議案第 85 号

すみだ北斎美術館の指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 5 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

すみだ北斎美術館の指定管理者の指定について
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、すみだ北斎美術館の指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指 定 管 理 者	指定の期間
すみだ北斎美術館	東京都墨田区錦糸一丁目 2 番 3 号 墨田区文化振興財団・丹青社共同企業体 代表者 公益財団法人墨田区文化振興財団 理事長 久保 孝之	令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

すみだ北斎美術館の指定管理者を指定する必要がある。